表8-2　平成27年度国・地域別来訪者受入状況

（単位：件、人）

国／地域名	件数	人数
大韓民国	4	26
バングラデシュ	1	13
タイ	1	12
ベトナム	3	26
マレーシア	2	42
アフガニスタン	1	4
中華人民共和国	3	11
カンボジア	1	9
台湾	1	5
アジア等諸国 （タンザニア、バングラデシュ、ベトナム、ミャンマー、フィリピン、中華人民共和国、アフガニスタン、キルギス、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、シンガポール、タイ）	3	46
合計　10か国／地域	20	194

第９章　人事管理業務のＩＴ化の推進

人事・給与関係業務情報システムは、国家公務員の人事管理、給与管理、共済管理、職員からの届出・申請処理等の諸機能を一体化した府省共通システムであり、人事院が本システムの構築及び運用を行っている。

これまでに会計検査院、人事院、宮内庁、総務省、公正取引委員会、法務省、厚生労働省（本省及び施設等機関のみ。）、農林水産省（林野庁を含む。）、特許庁、海上保安庁、衆議院及び国立国会図書館の12府省等において導入されており、対象職員数は約11万人となっている。

平成27年度は、アプリケーション保守について、平成28年１月の給与法等の改正に対応した改修を制度関係部局等と連携を図りつつ遅滞なく実施したほか、年金一元化への対応、期末・勤勉手当に係る処理や夜間バッチ性能の改善及び障害案件への対応等のための改修を行ったところである。

本システムに関しては、第１部第４章に掲げるとおり、現在、政府全体で人事給与業務の抜本的な見直しに取り組んでいる。平成27年度は、平成27年３月27日に決定された人事給与業務効率化に向けた改善計画の改定に必要となる施策の的確性等の検証、改修・移行スケジュールの策定等を実施した。さらに、その結果を踏まえて同年８月７日に同計画が改定された後は、平成28年度までに業務の統一化・合理化、電子化の推進、実施体制等の見直しを行うため、運用規定や各種様式の見直しを進めるとともに、性能及び機能の向上を図るためのシステム改修、各府省等の移行を効率的かつ円滑に進めるための移行支援等を行った。

第10章　人事院総裁賞及び各方面との意見交換等

第１節　人事院総裁賞

「人事院総裁賞」は、国家公務員が国民全体の奉仕者としての強い自覚の下に職務に精励し、もって公務及び公務員の役割についての理解と公務に対する信頼を高めることに寄与したことが顕著と認められる職員又は職域グループを顕彰するもので、昭和63年に人事院創立40周年を記念して創設された。

被顕彰者は、人事院総裁の委嘱する各界有識者からなる選考委員会（委員長：佃和夫三菱重工業株式会社相談役）が、各府省及び行政執行法人から推薦された職員又は職域グループについて厳正な審査・選考を行い、その結果に基づいて人事院総裁が決定している。

第28回を迎えた平成27年度「人事院総裁賞」は、個人１人及び職域４グループに対して授与された（表10）。授与式は、平成27年12月10日、東京都内において行われ、その後、受賞者及び受賞職域グループ代表者は、宮中において天皇皇后両陛下に御接見を賜った。

平成27年度までの被顕彰者の合計は、個人60人、職域83グループとなっている。

表10　平成27年度「人事院総裁賞」受賞者及び受賞職域グループ

（1）個人部門

氏名・官職名	顕彰理由
小　泉　敏　章 海上保安庁 総務部海上保安試験研究センター 化学分析課専門官	分析・鑑定業務の第一人者として、高度な専門的知識等をいかし、多種多様な海上犯罪の証拠品等の分析・鑑定業務に長きにわたり地道に従事し、海上保安庁の犯罪捜査の信頼性向上に多大な貢献

（2）職域部門

府省名・職域名	顕彰理由
財務省 門司税関厳原税関支署	国境の離島である対馬において、限られた人員で多数の入国旅客者の旅具通関業務に当たり、盗難被害に遭った市指定有形文化財である仏像等を発見・摘発するなど、文化財の国外流出阻止にも貢献
厚生労働省 関東信越厚生局麻薬取締部 麻薬取締部危険ドラッグ取締対策本部	大きな社会問題となった危険ドラッグについて、訴訟リスクや反社会的勢力の抵抗などの障害を乗り越え、検査命令の発動や徹底した取締りにより短期間に販売店舗を全滅し、国民の保健衛生確保に貢献
水産庁 九州漁業調整事務所漁業取締船白鷗丸	我が国の排他的経済水域内において無許可操業を行った中国虎網漁船を我が国で初めて拿捕したほか、収集した情報を基に中国政府による虎網漁業への実効ある規制・管理措置につなげるなど、東シナ海における水産資源の保護及び漁業秩序の維持に大きく貢献
国土交通省 中国地方整備局	平成26年８月の広島市土砂災害に際し、二次災害のおそれのある中、被災状況の確認、緊急渓流点検・危険度評価の実施、二次災害防止措置や河川・道路の直轄施設の復旧など、総力を挙げた対応に尽力

第２節　各方面との意見交換等

人事行政を適切に運営していくため、各方面から公務員や公務員制度に対する率直な意見を聴取するとともに、公務に対する理解を得ることに努めている。

これらの意見については、制度改正などを通じ、人事行政の方針の策定や運営面に反映させていくこととしている。

１　公務員問題懇話会

地方の実情を的確に把握するため、青森市、新潟市及び広島市において、人事行政全般に関する諸問題について、それぞれの地域の各界有識者と人事院幹部が意見交換を行った。

２　企業経営者等との意見交換

中小企業経営者、報道機関の論説委員等を対象に、平成27年４月から６月にわたり全国49都市において、国家公務員給与の決定方法、人事院勧告の意義・役割等を説明するとともに、地域における経営環境、賃金改定の動向及び公務員給与の在り方等に関して率直な意見交換を行った。

３　参与との意見交換

人事行政に関する重要な事項について意見を求めるため、各界の有識者に参与を委嘱し、意見交換を行った。

４　有識者の職場訪問

ふだん目に触れることの少ない各府省の様々な職種の勤務実態などを直接目の当たりにすることで、公務員に対する理解を深めてもらうことを目的に、外部有識者の職場訪問を行っている。平成27年度は、本院及び地方事務局（所）において、報道機関の論説委員等の有識者による海上保安官署、矯正官署等への職場訪問を行った。

第２編　国家公務員倫理審査会の業務

国家公務員倫理審査会について

国公法及び倫理法に基づいて人事院に設置された国家公務員倫理審査会（以下「倫理審査会」という。）は、会長及び委員４人をもって組織され、公務に対する国民の信頼確保という倫理法の目的の下、国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号。以下「倫理規程」という。）の制定・改廃に関する意見の申出、各種報告書の審査、倫理法・倫理規程に違反する疑いがある場合の調査・懲戒の手続の実施、懲戒処分の承認など、職務に係る倫理の保持に関する事務を所掌している。倫理審査会には、その事務を処理するため、事務局が置かれている。その業務実施には、倫理審査会の議決が必要であり、倫理審査会会議は、平成27年度には23回、設立以来計411回開催されている。